

議員提出議案第8号 交野市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

1. 条例制定の目的

地方自治法の改正により、政令で定める額（300万円）までは、議員個人による市との請負が規制の対象から除かれた。それに伴い、請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

2. 条例の主な内容

《報告の義務》
<ul style="list-style-type: none">・ 議員は、毎年6月に前年度における交野市に対する請負内容（対象とする役務・物件等、契約締結日、契約金額、前年度に支払いを受けた額等）について、報告しなければならない。・ 議員は、報告内容に訂正がある場合、届け出なければならない。
《情報の公表等》
<ul style="list-style-type: none">・ 議長は、報告の一覧を作成し公表しなければならない。・ 何人も、保存（5年間）されている報告・訂正の閲覧又は写しの交付を、議長に請求することができる。

3. 施行期日

令和5年7月1日（令和5年度における請負から適用する）